

松江市特産物生産・消費拡大推進事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市特産物生産・消費拡大推進事業等補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)「特産物」とは、松江市内に住所を置く農業者が松江市内において栽培する農産物のうち、牡丹及び雲州人参をいう。
- (2)「牡丹の栽培面積」とは、1年生以降の牡丹を栽培している圃場の面積をいい、掘り取り後の牡丹の苗や鉢等を保管している圃場等の面積及び芍薬を栽培している圃場の面積は除く。
- (3)「拡大した牡丹の栽培面積」とは、補助年度における1月1日時点の牡丹の栽培面積から、前年度における1月1日時点の牡丹の栽培面積を除いた面積をいう。
- (4)「雲州人参の作付面積」とは、当該年度に雲州人参を新たに作付する圃場の面積をいい、欠株等に対する補植分及び種からの育苗分を作付する面積は除く。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市特産物生産・消費拡大推進事業等補助金
補助金交付の目的	特産物の生産振興、消費の拡大及び販売促進を図るとともに、加工品の開発を支援し、地域農業の振興を図る。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	(1) 活動支援事業 特産物の生産技術の確立及び生産拡大のための調査、研修及び普及活動並びに消費拡大のためのPR活動及び調査活動 (2) 栽培面積拡大助成事業 松江市内における牡丹の栽培面積の拡大 (3) 生産促進事業 補助年度内における雲州人参の作付

補助金の交付の率 又は金額	<p>次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 活動支援事業 特産物の生産技術の確立及び生産拡大のために行う調査、研修及び普及活動に係る経費並びに消費拡大のためのPR及び調査活動に係る経費の2分の1の額（1,000円未満切捨て）とする。ただし、国又は県から同一事業内容の補助金を受ける場合は、6分の1の額（1,000円未満切捨て）とする。</p> <p>(2) 栽培面積拡大助成事業 松江市内において拡大した牡丹の栽培面積（0.1アール未満切捨て）に10アール当たり6万3,000円を乗じて得た額とする。ただし、補助年度における1月1日時点の松江市内における牡丹の栽培面積が、前年度及び前々年度における1月1日時点の最大値よりも拡大した場合に限る。</p> <p>(3) 生産促進事業 松江市内における雲州人参の作付面積（0.1アール未満切捨て）に1アール当たり2万6,000円を乗じて得た額とする。</p>
補助事業者の範囲	<p>次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 島根県農業協同組合</p> <p>(2) 松江市内に住所を有する農業者</p> <p>(3) 松江大根島牡丹協議会</p> <p>(4) 大根島雲州人参協議会</p> <p>(5) その他市長が認めるもの</p>
終期	令和7年3月31日

（雑則）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。